

農林水産大臣賞受賞

次世代・未来に繋げる～つなぐ棚田遺産「西山の棚田」～

にしやま たなだしんこうきょうぎかい
受賞者 **西山の棚田振興協議会**

みえけん いがしにしやま
(三重県伊賀市西山)

■ 地域の沿革と概要

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府及び奈良県と接しており、山地、丘陵及び盆地が広がる地形である。気候は、年平均気温 16.3 度、夏冬、朝夕の気温較差が激しい典型的な内陸性気候で、年間降水量は 1,571mm と県内では比較的少ない。

伊賀市には、古来、京都及び奈良と伊勢を結んだ旧街道が通り、盆地には伊賀上野城の城下町や伊勢神宮参拝への宿場町として栄えた市街地が広がっている。

■ むらづくりの概要

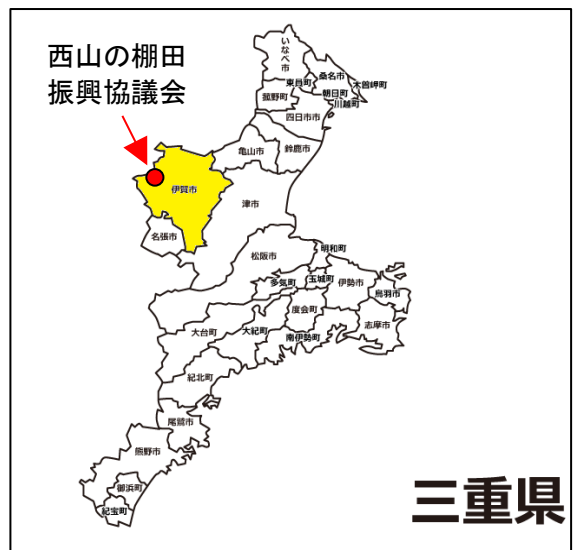
1. 地区の特色

西山の棚田振興協議会がある西山集落は、伊賀市の市街地中心部から北西に約 5 km のところにあり、南端には大阪と名古屋を結ぶ J R 関西本線が通り、また、約 500 枚の田からなる西山の棚田を有している。

西山の棚田は、後に「二八災害」といわれる昭和 28 年 8 月の集中豪雨及び同年 9 月の台風 13 号により、9 割が流出・埋没する壊滅的な被害を受けた。しかし、集落住民が団結と努力をし、そして西山の将来を見据えて復旧工事を進めたため、狭く湾曲していた 1 枚 1 枚の田は被災前より広く整形になり、現在の棚田の姿となっている。

西山集落は令和 7 年 3 月末時点で、世帯数 187 世帯、人口 383 人、高齢化率 56% であり、平成 17 年からは、世帯数 41 世帯、人口 193 人の減で、過疎・高齢化している。

第 1 図 位置図



第 1 表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	集落	
組織の性格	地縁的な集団等	
人口等	総人口	383人
	総世帯数	187戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数	32経営体
	個人経営体数	32経営体
	団体経営体数	0経営体
	(内、法人経営体数)	0経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	542ha
	耕地面積	45ha
	田	35ha
	畑	10ha
	耕地率	8.3%
	一経営体当たり耕地面積	1.4ha

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

ア 棚田等の保全活動

二八災害から復興を遂げた西山の棚田は、長年の間、非農家も含む集落住民による草刈りや水路整備等により、美しい景観が保全されてきた。平成 21 年からの 3 年間には、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、住民総出で集落全体を囲う全長約 9 Km の害獣防止柵を設置した。



写真 1 西山の棚田

平成 26 年には、多面的機能支払制度の開始

に合わせて「西山ふるさと保全会」を発足し、その下部組織として「西山草刈り隊」を設置して、非農家を含む集落住民の合意のもと、共同活動により荒廃農地拡大防止に努めた。

イ 移住・就農者の受入

西山集落では、平成 13 年に 20 歳代の就農希望者（現在のからさわ農園園主）が畑付きの空き家を購入し、移住・就農した。西山集落を移住先に選んだきっかけは、就農の場所を探していた際、大阪へ向かう電車の車窓から見た西山の棚田の美しい景観に感動したことである。集落住民は、この移住者に不耕作農地（田・畑）を無償または低賃借料で提供し、空き家の前住人の荷物整理や、農作業の支援等を行って受け入れた。

ウ 棚田振興法に基づく指定棚田地域への指定

令和元年に棚田地域振興法が施行されると、西山の棚田は翌年に同法に基づく指定棚田地域に指定された。このことで中山間地域等直接支払制度の対象地域となった西山集落では、令和 2 年に同制度に対応する組織「西山集落協定」を設立して保全活動を開始するとともに、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の作成に着手した。令和 5 年には同活動計画の実践組織として、西山自治会、西山ふるさと保全会、西山集落協定等を構成員とした協議会が設立するとともに、同活動計画が認定された。また、同年、西山の棚田は農林水産省認定の「つなぐ棚田遺産」にも選定された。

(2) むらづくりの推進体制

ア 西山の棚田振興協議会

西山の棚田振興協議会（以下「協議会」という。）は、西山の棚田が棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に指定されたことに伴い、西山の棚田の保全や維持増進を図ることで西山集落の振興を図る組織として、令和 5 年に発足。同法に基づく指定棚田地域振興活動計画を作成・実践している。会長 1 名、副会長 1 名、監事 1 名、事務局は西山自治会、西山ふるさと保全会、西山集落協定、たなだ維持・管理組合の会長、代表、理事長で構成。

イ 西山自治会

西山自治会（以下「自治会」という。）は、西山集落の全世帯で構成する自治組織で、集落における組織の設立、計画の策定等にあたって住民の合意形成、集落における各組織と

の調整や各活動の支援を行っている。

ウ 西山ふるさと保全会

西山ふるさと保全会（以下「保全会」という。）は、多面的機能支払制度の開始にあわせて、西山の棚田の維持・保全を目的に平成 26 年に発足。同制度対象農用地面積は 32.4ha。保全会発足時に下部組織の「西山草刈り隊」が発足したが、現在は「たなだ維持・管理組合」がその業務を担っている。

エ 西山集落協定

西山集落協定（以下「集落協定」という。）は、西山集落が令和 2 年に中山間地域等直接支払制度の対象地域となったことに伴い発足。同制度対象農用地面積は 25.9ha。

オ からさわ農園

からさわ農園は、協議会と連携して「ふれあい朝市」（毎月第 3 土・日曜日開催）での野菜等の出品や SNS での情報発信、上野キャノンマテリアル株式会社社員の農作業体験の場所提供・指導等を行っている。

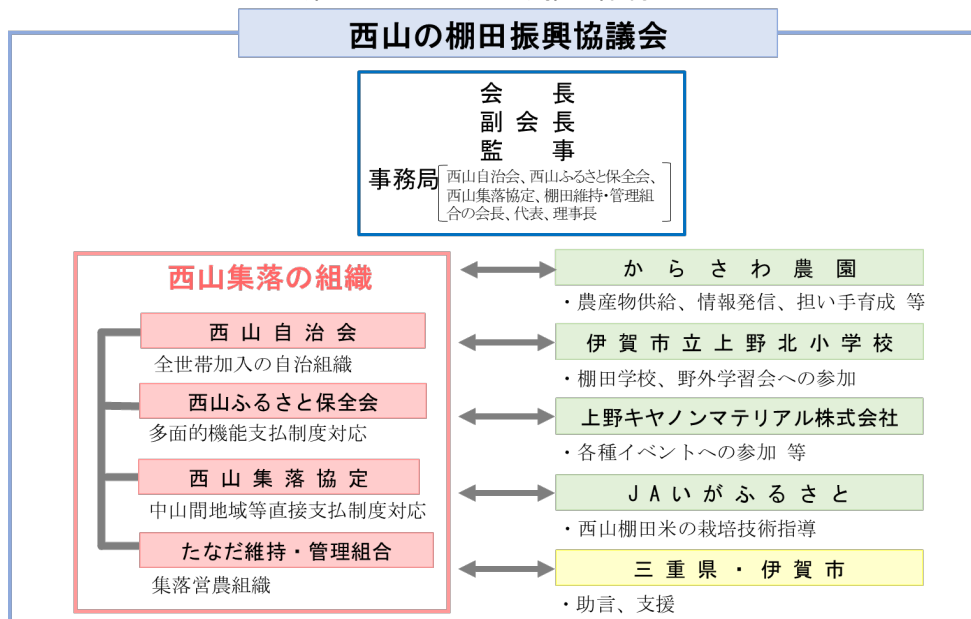
カ 伊賀市立上野北小学校

伊賀市立上野北小学校は、協議会と連携して「棚田学校」（田植えや稲刈り体験）、椎茸栽培の野外学習会を開催することで、児童に情操教育・食農教育の醸成、次世代育成を行っている。

キ 上野キャノンマテリアル株式会社

上野キャノンマテリアル株式会社は、三重のふるさと応援カンパニー推進事業を活用した「農山村活性化の取組に関する協定」を協議会と締結し、会社の CSR 活動として田植えや稲刈り、棚田展望公園や散策路の清掃等を実施している。

第 2 図 むらづくり推進体制図



ク JAいがふるさと

JAいがふるさは、西山の棚田米のブランド化にあたり、更なる品質の統一・向上を目的に、協議会とともに稲作愛耕会を令和7年4月に設立し、米栽培の技術指導、研修等により技術の向上を図っている。

ケ 三重県及び伊賀市

三重県及び伊賀市は、行政として各種制度の活用に向けた支援（提案及び調整等）、イベント等のHPやSNS等による情報発信により関係人口の増加に貢献している。

■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

協議会の取組は、かつての二八災害を地域の結束で乗り越えた先人の想いを受け継ぎ、現代の過疎化や高齢化といった課題に対しても、地域の協力と工夫により“次世代・未来へつなぐ”取組である。協議会は、こうした取組を棚田地域振興法に基づく活動計画として作成・実践しており、多様な人材の参画もあり、棚田の美しい景観と農業文化を守りながら、地域の課題に力強く取り組んでいる。

2. 農業生産面における特徴

(1) 荒廃農地の復元と農村景観の形成・維持

保全会は、多面的機能支払制度を活用し、32.4haの荒廃農地で草刈り作業や耕起などを行い、令和5年度までに約2.5haの荒廃農地を復元した。

また、集落協定は、中山間地域等直接支払制度を活用し、不作付地に景観作物の作付けを行い、令和5年度までに不作付地を2.3ha減少させた。

さらに担い手の確保について、既存の「西山草刈り隊」を発展させ、集落の農業者29名及び非農家9名を構成員とした集落営農組織「たなだ維持・管理組合」を令和6年10月に設立し、荒廃農地の拡大防止、農村景観の形成・維持を行う活動を開始している。



写真2 たなだ維持・管理組合の作業風景

(2) 移住・新規就農者の活躍

平成13年に移住・就農したからさわ農園園主は、経営規模を拡大させ、現在では経営面積が2.5ha、従業員も7名になり、60種類以上の露地野菜を栽培し、伊賀市のスーパーやレストラン、大阪市のレストランへの納品、個人への宅配も行っている。からさわ農園では、今後も若者を新規雇用し、農業の担い手として育成することとしている。

このほか、平成26年から令和6年までに移住した11名のうち4名は、たなだ維持・管理組合に参加し



写真3 からさわ農園園主と従業員

ており、そのうちの2名は新規就農をしている。

(3) 棚田米のブランド化と販売

J Aいがふるさととともに「稲作愛耕会」を設立させ、ほ場巡回や施肥診断、研修会などを通して品質向上に取り組んでおり、三重大学とも連携している。会員には高齢者も多数含まれ、生きがいつくりや学び直しにも寄与している。

西山棚田米（コシヒカリ）は年間5 t出荷され、地産地消を基本に地元の直売所や、朝市、ゴルフ場の売店などで販売されている。

協議会では、近隣の介護老人福祉施設と棚田米年間1,800kgの売買契約を締結しているほか、令和3年からは棚田米約330kgを伊賀市社会福祉協議会に寄贈し、社会福祉への貢献も果たしている。



写真4 社会福祉協議会へ棚田米を寄付

(4) 女性グループによるこんにゃくの製造・販売

令和5年に協議会が「ふれあい朝市」を開始するにあたり、目玉とする商品としてこんにゃくの製造・販売を行うこととし、こんにゃく芋の栽培から製造までを集落内の女性グループが担っている。西山集落の農地は火山灰土壌であり、かつてはこんにゃくが自生していた。明治時代には、桑畑や茶畑の畝間でこんにゃく芋が栽培され、多くの農家がこんにゃく作りを行っており、その後も各家庭で作る習慣が受け継がれてきた歴史がある。

ふれあい朝市で販売されるこんにゃくは、人気の商品となっているが、人手が限られているため、数量を限定した製造・販売にとどめている。朝市では、スーパー等では手に入らない山菜なども販売しており、地元住民に加えて関西方面からの来訪者も見られるなど、地域の魅力を発信している。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 二八災害の教訓を次世代へ伝承

西山自治会では、二八災害において多数の死者行方不明者等を出したことを教訓として、避難場所、避難ルート、危険箇所、独居老人や身体の不自由な人の家を図示した防災マップを作成し、各世帯に配付するとともに西山公民館等にも掲示して、住民に周知している。また、同災害を風化させないため、当時を知る高齢者が全住民に語り継ぐ講話会「二八災害における西山地区の被害と復興の記録」を開催し、防災訓練と河川草刈りを全住民で実施している。



写真5 二八災害で流出・埋没した西山の棚田

(2) 棚田を活用した地元小学校、企業との連携・交流

棚田学校（田植えや稲刈り体験）には、伊賀市立上野北小学校の児童、上野キャノンマテリアル株式会社の社員が参加しており、児童に対しては情操教育・食農教育の推進及び次世代育成の場を、企業にはCSR活動の場を提供している。

また、上野キャノンマテリアル株式会社の社員は、棚田展望公園や散策路の清掃活動にも参加しているほか、「西山の棚田カレンダー」の印刷も担当している。同カレンダーは集落の全世帯に配付されている。

また、令和2年に指定棚田地域の認定を契機に来訪者が増加したことから、令和4年度には三重県の

「中山間ふるさと・水と土保全基金」を活用して棚田散策路マップを作成し、ふれあい朝市や各種イベントで配布している。



写真6 小学校や企業と連携した棚田学校

(3) 公衆トイレの整備と広報誌の発行

西山集落には公衆トイレがなく、イベント開催時などに不便していたため、ふれあい朝市を開催しているこども広場に多目的公衆トイレを令和5年に新設した。建設費用は自治会が負担し、トイレの清掃は住民が当番制で実施している。トイレを整備したことで、住民のみならず集落を訪れる人達への利便・快適性を向上させており、利用者の約9割を占める集落外からの来訪者には、このトイレを使ったことがきっかけで西山集落への移住を決断（集落住民の人への思いやりを感じた）した方もいる。



写真7 新設した多目的公衆トイレ

また、協議会は年2回定期発行する広報誌「西山ふるさと棚田だより」を通じて、協議会が実施する棚田の保全活動や棚田学校、ふれあい朝市などのイベントの様子、多目的公衆トイレ完成等の情報を集落全世帯に共有している。

(4) 移住者への支援

西山集落では、平成13年のからさわ農園園主の移住以降も、移住希望者との交流や移住・定住の支援を続けており、平成26年から令和6年までに7世帯11名が移住しており、うち2名は新規就農をしている。令和7年にも西山集落の景観に魅了された夫婦が2年間の交流期間を経て集落の空き家に移住し、古民家民宿、農家カフェの開業を令和8年に計画しており、地元産農産物の活用により、さらなる付加価値の創出が期待されている。

協議会では、これまでの移住者に対して行ってきた支援と同様に、移住・定住の促進にも積極的に取り組んでいく方針である。